

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(土砂災害：ハザードマップ)

広島県が公表している「土砂災害ポータルひろしま」及び世羅町土砂災害ハザードマップによると、世羅町全域に土石流及び急傾斜による土砂災害警戒区域が広く存在している。

■土砂災害ポータルひろしま

<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

■世羅町土砂災害ハザードマップ

<http://www.town.sera.hiroshima.jp/soumu/seratyouhazadomap.html>

(洪水：ハザードマップ)

広島県が公表している「洪水ポータルひろしま」及び世羅町土砂災害ハザードマップによると、西上原地区、川尻地区の一部において、0.5m以上 1.0m未満の浸水が予想されている区域も存在する。

■洪水ポータルひろしま

<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

(地震：文部科学省地震調査研究推進本部、広島県地震被害想定調査報告書)

文部科学省地震調査研究推進本部及び広島県によると、本町において震度が最も大きくなるのは、長者ヶ原断層～芳井断層の地震（想定震度は震度6弱）、続いて、南海トラフ巨大地震と芸灘～伊予灘～豊後水道地震（いずれも想定震度は震度5強）である。

■広島県地震被害想定調査報告書

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/1181640340970.html>

(その他)

世羅町では、平成30年7月豪雨災害や平成22年7月の集中豪雨において、大水害が発生している。地形的、気象的条件及び周囲の特性を考慮すると、その発生頻度の最も高い災害としては、台風による暴風雨、梅雨末期の集中豪雨による河川の氾濫、がけ崩れ、谷川（溪流）の土石流等があげられる。

(2) 商工業者の状況

①経済センサスからの事業所数

【表1 世羅町商工会の商工業者数】

／	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食宿泊業	サービス業	その他	定款会員	内小規模事業者	合計
全事業所数	130	82	27	204	85	191	182	20	681	921
商工会員数 R2.4.1	127	75	6	133	57	118	86	14	546	616

(全事業所数は、経済産業省平成28年経済センサス及び令和2年商工会実態調査による。)

当会の商工業者数の内、小規模事業者の割合は88.6%で、中山間地域の特徴である小規模の事業所が多くを占めている。商工会会員の割合は66.8%である。

【表2 商工会員数の推移】

／	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
会員数	602	580	585	588	592	594	607	610	613	616
加 入	21	12	16	31	16	27	31	16	17	24
脱 退	23	34	11	28	12	25	18	13	14	21

(各年度末の会員数)

当会は、平成24年度以降、会員数が増加している。しかし、今後は事業主の高齢化や後継者の不在、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による経営不振により、廃業(脱退)する会員の増加が予想されるところである。

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

・防災行政無線の更新(デジタル化)

耐用年数の経過により、一部地域で受信感度が低下したり誤作動が起きたため、平成28年度から平成29年度にかけて防災無線設備の更新(デジタル化)を行い、鮮明な情報を確実に伝達できるようにした。

・世羅町土砂災害ハザードマップの作成及び配布

土砂災害警戒区域の指定箇所が、広島県による土砂災害警戒区域基礎調査の実施により大きく変更されたため、平成29年度から令和元年度5月にかけてこの変更を反映したハザードマップを作成し配布した。

・地域防災計画の策定

地域の防災に関して、行政機関及び防災上重要な施設の管理者が処理すべき事項を定めるとともに住民の役割を明確にし、災害対策を迅速・的確かつ総合的に実施するために、平成30年4月に地域防災計画を策定した。

・防災備品の備蓄

災害等非常時に備え、食料、飲料水、毛布、土嚢袋等の物資を世羅町防災センターに備蓄している。

・災害協定の締結

県内の行政組織と協定を締結し、災害発生時の応急復旧に対応することとしている。また、専門的知識・施設を有する民間業者との協定締結により、官民一体で災害に対応できる体制を構築している。

・自主防災組織の結成及び育成

地域に必要な防災活動を住民の力で展開するため、自主防災組織の結成支援を行っている。

2) 当会の取組

①平成30年7月豪雨による事業所の被災状況

- ・建設業3社 製造業3社 小売業2社 飲食業1社 サービス業1社の10社であった。
- ・被災状況は、河川の氾濫による工場内の機械機器、客室や厨房内の備品・什器、店舗内の製品等の浸水による故障・破損であり、いずれも河川の氾濫によるものであった。

②平成30年7月豪雨による災害復旧のための補助事業の取組

- ・被災地域販路開拓支援事業小規模事業者持続化補助金
平成30年度 2事業所（内取り下げ1社） 事業費662千円 補助金409千円（国）
平成31年度 5事業所 事業費20,117千円 補助金6,561千円（国）

II. 課 題

平成30年7月豪雨では、農業施設の被災件数は多かったが、当会の事業所の被災件数は他の地域に比較しても少なかった。しかし、今後も想定される南海トラフ地震や集中豪雨による災害が発生した場合は、現在のマンパワーでは対処できないことは明らかであるため、関係機関・支援機関との協力体制の整備は必要不可欠である。

よって、当会の事業継続計画（BCPマニュアル）の策定、災害発災時の事業者の被災状況を把握する方法及び支援の体制整備が喫緊の課題である。

III. 目 標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識していただき、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と世羅町との間の被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制・関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・ 巡回や窓口指導時に、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度への加入確認を行い、未加入者には共済・保険制度の説明と加入促進を行う。そのため、損害保険会社との連携による保険相談等を実施する。
- ・ 事業所の事業継続力強化計画（BCP）策定支援を行う。

具体的には、策定支援事業者数を令和3年度から5年間で180社とし、そのうち、策定に至る事業所数としては年間3社以上を目標とする。

※算出根拠：経営指導員3名について、1名あたり年間12件の経営計画策定が目標値とされているので、経営計画策定支援の際にこれらの事業所に対してBCP策定支援も行うものとする。

またBCP策定は各種補助金の加点要素ともなっていることから、各経営指導員が年間1社以上にBCPを策定してもらうことを目標とする。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支援対象事業所数	36	36	36	36	36
事業継続力強化計画	3以上	3以上	3以上	3以上	3以上

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と世羅町の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 多発する自然災害や事故、病気など、日々の様々な経営上のリスクから事業所を守り、事業の継続を支援する。
- ・ 世羅町商工会事業継続計画（BCPマニュアル）と本計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急措置等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 商工会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対して、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 世羅町商工会自身の事業継続計画を策定

- ・ 当会の事業継続計画を作成し、商工会自身が被災した際でも即時に小規模事業者の支援が行えるように備える。
- ・ 内容は別添の世羅町商工会BCPマニュアルのとおり。

3) 関係団体との連携

- ・ 広島県共済や全国商工会連合会が協定を結んだ損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや各種保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組確認及び継続支援を行う。

【目標数値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
作成支援事業所	3社以上	3社以上	3社以上	3社以上	3社以上
フォローアップ回数	9回以上	9回以上	9回以上	9回以上	9回以上

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害が発生したと仮定して、世羅町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて行う。

＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、BCPマニュアルをもとに下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関に連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、速やかに職員の安否報告を行う。
- ・電話、LINEWORKS等を利用して、安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を当会と世羅町で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と世羅町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災するなど、応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、10日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において、連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害情報がない。

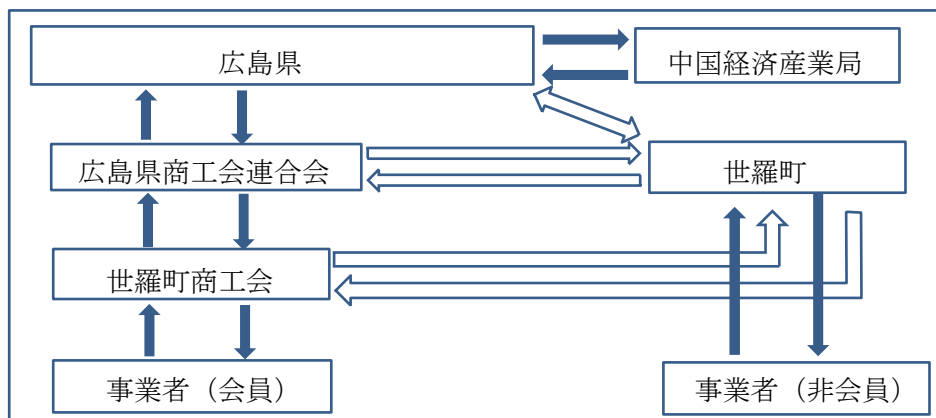
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、本会と世羅町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後から1週間	1日に3回共有する
1週間から2週間	1日に1回共有する
2週間から1か月	1週間に1回以上共有する
1か月以降	2週間に1回共有する

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での諸活動を行うに当たり、具体的な行動ルールとして、町内各地域に点在する土石流及び急傾斜地の特別警戒区域には立ち入らないこととし、警戒区域には複数名で赴くこととする。
- ・当会と世羅町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と世羅町が共有した情報を、県の商工担当部署へ報告する。（メール又はFAX）
- ・当会は、広島県商工会連合会の「商工会災害情報報告システム」に入力した被害状況を活用し、世羅町の商工観光課へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、世羅町と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や広島県、世羅町等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・世羅町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や市町、広島県商工会連合会及び全国商工会連合会に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

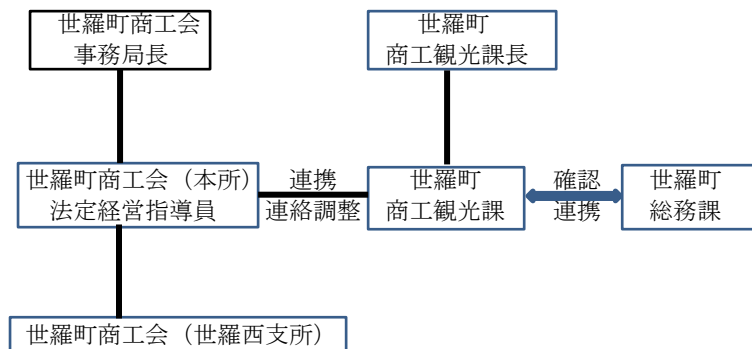
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 4 年 6 月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 藤田 輝宏 (世羅町商工会 本所: TEL0847-22-0529)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

内 容	手 段	頻 度
本計画の具体的な取組の企画や実行	月例会議	月 1 回
本事業の指導・助言・情報提供	巡回・窓口・セミナー	随時
本事業の進捗確認	委員会	年 1 回以上
本事業の見直し	委員会	年 1 回以上
世羅町との調整	委員会	年 1 回以上

(3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先

①商工会

世羅町商工会 経営支援課
〒722-1121 広島県世羅郡世羅町西上原 121-5
TEL 0847-22-0529 Fax 0847-22-3415
E-mail: sera@hint.or.jp

②関係市町

世羅町役場 商工観光課

〒722-1192 広島県世羅郡世羅町西上原 123-1

TEL 0847-22-3216 Fax 0847-22-2768

E-mail:shoukougankou@town.sera.hiroshima.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	450	450	450	450	450
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ フォロワー作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
広島県 (小規模事業経営支援事業費補助金) 世羅町 (世羅町商工業の活力向上を支援する事業補助金)

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等
①
②
③